

子及びその他の親族に対する扶養料の国際的な回収に関する条約草案

[特段の注記がない限り，[] は暫定的な文言又は特別委員会が十分には議論していない事項に関する文言を示すために使われている]

前文

この条約の締約国は，

[子及びその他の親族に対する扶養料の国際的な回収のため，国家間の協力を推進することを希望し，

成果のあがる手続であって，アクセスしやすく，迅速で，効率的で，費用対効果に優れ，反応のよい，公正な手続が必要であることを認識し，

既存のヘーグ諸条約及びその他の国際的協定の最も優れた特徴を基礎とすることを希望し，

情報通信技術の発展を活用するとともに，需要の変化及び技術のさらなる発展によって提供される新たな可能性に適合できる柔軟な制度を創設することを志向し，

児童の権利に関する 1989 年 11 月 20 日の国際連合条約第 3 条及び第 27 条に従って，

- 子をめぐるすべての活動において，子の最善の利益が最優先されるべきであること，

- すべての子とその身体的，精神的，道徳的及び社会的な発達のために十分な生活水準にある権利を有すること，

- 親又はその他の子について責任を有する者が，自己の能力及び資力の範囲内において，子の発達に必要な生活条件を確保することについての第一次的な責任を有すること，

- 各国は，親又はその他の子について責任を有する者から，とりわけそれらの者が子と異なる国に居住する場合において，子の扶養料の回収を確保するため，国際的合意の締結を含め，すべての適当な措置をとるべきであること，

を想起し，

この条約を締結することを決議し，以下の条項を合意した。]

第 1 章 目的，適用範囲及び定義

第 1 条 目的

この条約の目的は，とりわけ以下の方法により，国際的な子の扶養料及びその他の親族の扶養料の実効的な回収を確保することにある。

- a) 締約国の当局間の協力に関する包括的な制度を創設すること。
- b) 扶養に関する決定の申立てを可能にすること。
- c) 扶養に関する決定の承認及び執行について規定すること。
- d) 扶養に関する決定を迅速に執行するための実効的な手段を要請すること。

第 2 条 適用範囲¹

1 この条約は，21 歳未満の子に対して親子関係から生ずる扶養義務 [そのような子に関する扶養の請求とともに請求される配偶者間の扶養も含む。] 及び第 2 章及び第 3 章を除いて配偶者間の扶養に適用される。

2 いずれの締約国も，第 58 条に従って，この条約の全部又は一部を親族関係，親子関係，婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務にも適用することを宣言することができる。その宣言は，二締約国間において，双方の宣言が同一の扶養義務につき条約の同一の部分に適用することにしている限りにおいて，義務を発生させる。

[3 この条約の規定は，父母の婚姻に関する身分上の関係を問わずに，子に適用される。]

4 この条約は，第 1 項，第 2 項 [及び第 3 項] の定める扶養義務に関し，公的機関による請求にも適用される。

第 3 条 定義

この条約において，

- a) 「扶養権利者」とは，扶養料が支払われるべき個人又は扶養料が支払われるべき者と主張されている個人をいう。
- b) 「扶養義務者」とは，扶養料を支払うべき個人又は扶養料を支払うべき者と主張されている個人をいう。

[c) 「法律扶助」は，法律上の助言，当局に事案を申し立てるについての援助，法的代理及び手続の諸費用の免除を含む。]

- d) 「書面による合意」とは，その中に含まれる情報が後の参照のために利用することができるアクセス可能な媒体に記録された合意をいう。

¹ 少なくとも一つの代表が，この条約のいずれの部分についても，子以外の者に適用することに懸念を表明した。

第 2 章 行政協力

第 4 条 中央当局の指定

- 1 締約国は、この条約により課せられる任務を果たす中央当局を指定しなければならない。
- 2 連邦制の国、二つ以上の法制を有する国又は自治領域を有する国は、二つ以上の中央当局を指定することができるが、それらの中央当局の任務の地域的又は人的な範囲を特定しなければならない。二つ以上の中央当局を指定した締約国は、すべての通信について当該国内の適当な中央当局への転達のための宛先とすることができる一つの中央当局を指定しなければならない。
- 3 締約国は、批准書又は加入書を寄託するときに、一つ又は二つ以上の中央当局の指定、その連絡先及び適当な場合には前項の規定により特定されている任務の範囲をヘーグ国際私法会議常設事務局に通知しなければならない。締約国はいかなる変更も迅速に常設事務局に通知しなければならない。

第 5 条 中央当局の一般的任務

中央当局は、

- a) この条約の目的を達するため、他の中央当局と協力し、かつ、自国内における権限当局間の協力を促進しなければならない。
- b) 常設事務局に対して、扶養義務に関する自国の法律及び手続についての情報を提供しなければならない。
- c) 条約の適用上生ずる困難を解決するように可能な限り努めなければならない。

第 6 条 中央当局の特定の任務

- 1 中央当局は、第 3 章に基づく申立てにつき援助を提供し、特に次に掲げることをしなければならない。
 - a) そのような申立てを転達及び受領すること。
 - b) そのような申立てにつき、手続を開始し、又は手続の開始について便宜を与えること。
- 2 中央当局は、そのような申立てにつき、次に掲げることのためにあらゆる適切な措置をとらなければならない。
 - a) 必要に応じて、法律扶助を提供し、又はその提供について便宜を与えること。
 - b) 扶養義務者又は扶養権利者の所在の発見を援助すること。
 - c) 扶養義務者又は扶養権利者につき、その所得に関する情報の収集を援助し、かつ、必要な場合には、財産の所在地を含むその他の経済的事項に関する情報の収集を援助すること。
 - d) 扶養料の任意の支払を実現するために、適宜、和解、調停又はその他の類似の手続を用いて、友好的な解決を促すこと。
 - e) 未払金を含む扶養に関する決定の継続的な執行について便宜を与えること。
 - f) 扶養料の回収及び迅速な送金について便宜を与えること。

- g) 書証又はその他の証拠の収集について便宜を与えること。
- h) 扶養料の回収のために必要な場合に親子関係の成立について援助を提供すること。

[i) 地域的にのみ効力を有する必要な暫定的措置を得るための手続であって、その目的が現在係属する扶養に関する申立てについての結果を保全するためのものを開始し、又は当該手続の開始について便宜を与えること。]

j) 書類の送達について便宜を与えること。

- 3 本条における中央当局の任務は、締約国の法律が許す範囲において、当該締約国の権限当局の監督の下で、公的機関又はその他の機関が行うことができる。締約国は、そのような公的機関又はその他の機関の指定並びにその連絡先及び任務の範囲をヘーグ国際私法会議常設事務局に通知しなければならない。締約国はいかなる変更も迅速に常設事務局に通知しなければならない。
- 4 本条及び第 7 条の規定は、中央当局が、受託国の法律の下で司法当局のみが行使し得る権限を行使する義務を課すものと解されてはならない。

第 7 条 特定の措置の要請

- 1 中央当局は、第 10 条に基づく申立てが係属していない場合に、他の中央当局に対して、第 6 条第 2 項 b 号、c 号 [, g 号、h 号、i 号及び j 号] に定める適切な特定の措置をとるよう、合理的な理由に基づいて、要請することができる。要請を受けた中央当局は、申立てをしようとする者が [第 10 条に基づく申立てをするために、又は] 第 10 条に基づく申立てをすべきか否かについて判断するために、その措置が必要であると認めるときは、そのような措置をとらなければならない。

[2 中央当局は、囑託国に係属している、国際的要素を有する扶養料回収事案についても、囑託国の中央当局の要請に基づき特定の措置をとることができる。]

第 8 条 中央当局の諸費用

- 1 各中央当局は、この条約を適用するに際して自らの諸費用を負担する。
- 2 中央当局は、第 7 条に基づく特定の措置の要請から生じる例外的な費用及び支出を除き、この条約に基づく役務の提供につき申立人に諸費用を負担させてはならない。

第3章 中央当局を介する申立て

第9条 中央当局を介する申立て

本章に基づく申立ては、申立人の居住する締約国の中央当局を介して受託国の中央当局に対してされなければならない。この規定について、居住は単なる所在を含まないものとする。

第10条 可能な申立て

1 嘱託国の扶養権利者がこの条約に基づいて扶養料の回収を求めようとする場合には、次に掲げる種類の申立てをすることができる。

- a) 決定の承認又は承認及び執行
- b) 受託国でされた又は承認された決定の執行
- c) 必要な場合における親子関係の成立を含め、既存の決定がない場合における受託国での決定
- d) 第17条に定める承認及び執行の原因の欠缺又は第19条b号若しくはe号に定める事由により承認及び執行が不可能である場合又は拒否される場合における、受託国での決定
- e) 受託国でされた決定の変更
- f) 受託国以外の国でされた決定の変更

2 嘱託国の扶養義務者であって扶養に関する決定を受けているものは、次に掲げる種類の申立てをすることができる。

- a) 受託国でされた決定の変更
- b) 受託国以外の国でされた決定の変更

3 この条約に別段の定めのない限り、第1項及び第2項の申立ては、受託国の法律に基づいて決せられ、第1項c号からf号まで及び第2項の申立ては、受託国において適用される管轄規則に従う。²

第11条 申立ての内容

第1案 (必ず使用すべき書式が定められない場合)

1 第10条に基づくすべての申立てには、少なくとも次に掲げる事項が含まれなければならない。

- a) 申立ての性質の叙述
- b) 申立人の氏名、住所を含む連絡先及び生年月日
- c) 相手方の氏名並びに相手方の知れている住所及び生年月日
- d) 扶養を受けるべき者の氏名及び生年月日
- e) 申立ての理由
- f) 扶養権利者による申立てにあっては、どこに扶養料が送付され、又は電子的に送金されるべきかに関する情報

² 一つの代表が、この項について懸念を表明した。

- g) 第 10 条第 1 項 a 号に基づく申立てを除いて、第 58 条に従った宣言により受託国が特定した情報又は文書
- [h) 申立ての処理に関する、囑託国の中央当局における責任者又は責任部局の氏名又は名称及び連絡先]
- 2 適切とみられる場合には、知られている限りにおいて、特に次に掲げる事項も又含まれなければならない。
- a) 扶養権利者の財産状況
- b) 扶養義務者を雇用する者の氏名及び住所並びに扶養義務者の財産の性質及び所在地を含む扶養義務者の財産状況
- c) 相手方の所在の発見に役立つ可能性のあるその他の情報
- 3 申立てには、申立てを根拠付ける上で必要な情報又は文書（申立人が法律扶助を受ける権利を有することに関する文書を含む。）が添付されなければならない。第 10 条第 1 項 a 号に基づく申立てについては、第 21 条に列挙されている文書のみが添付されなければならない。
- 4 第 10 条に基づく申立てには、ヘーグ国際私法会議が推奨し、かつ、公刊する書式を使用することができる。

第 2 案（必ず使用すべき書式が定められる場合）

第 10 条に基づく申立ては、この条約に付属する書式に従い、かつ、必要な文書を添付して、されなければならない。ただし、第 10 条第 1 項 a 号の申立てを除き、必要な場合に追加的な情報又は文書を受託国が要求する権利は妨げられない。

第 12 条 中央当局を介する申立て及び事案の転達、受理及び処理

- 1 囑託国の中央当局は、その知るところによれば申立ての審査に必要とみられる情報及び文書が申立てに添付されることを確保するよう、申立人を援助しなければならない。
- 2 囑託国の中央当局は、申立てがこの条約の要件を充足していると認めたときは、受託国の中央当局に申立てを転達しなければならない。その申立てには、この条約の別添 1 に定める転達書式を添付しなければならない。[囑託国の中央当局は、受託国の中央当局から要請されたときには、第 21 条第 1 項 a 号、b 号及び d 号 [並びに第 26 条第 2 項] に定める文書につき、決定国の権限当局が認証した完全な写しを提供しなければならない。]
- 3 受託国の中央当局は、囑託国の中央当局に対して、申立ての受領の日から 6 週間以内に、申立ての受領を [その内容を別添 1 に定める書式を用いて] 通知し、かつ、申立てを処理するため、いかなる最初の措置がとられたか、又はとられる予定であるかを通知しなければならない。受託国の中央当局は、追加的に必要な文書及び情報を求めることができる。この 6 週間の期間内に、受託国の中央当局は、申立ての処理状況の照会に応じるべき責任者又は責任部局の氏名又は名称及び連絡先を囑託国の中央当局に示さなければならない。
- 4 受託国の中央当局は、受領通知から 3 箇月以内に、申立ての処理状況を囑託国の中央当局に通知しなければならない。

- 5 囑託国及び受託国の中央当局は、次に掲げることをしなければならない。
 - a) 互いに個別の事案の責任者又は責任部局を知らせること。
 - b) 互いに事案の進捗状況を知らせ、かつ、照会に対して適時に応答すること。
- 6 中央当局は、事案の内容を適切に検討することが可能な範囲内で、迅速に事案を処理しなければならない。
- 7 中央当局は、利用できる通信手段のうち最も迅速なものを使用しなければならない。
- 8 受託国の中央当局は、この条約の要件が満たされていないことが明らかである場合にのみ、申立ての処理を拒否することができる。この場合には、当該中央当局は、直ちに、その理由を囑託国の中央当局に通知しなければならない。
- 9 受託国の中央当局は、追加的な文書又は情報が必要であるという理由のみに基づいて申立てを拒否してはならない。しかし、受託国の中央当局は、囑託国の中央当局に対して、3箇月以上の期間を定めてそれまでにそのような文書又は情報を提供するように求めることができる。囑託国の中央当局がその期間内に追加的な文書又は情報を提供しないときには、受託国の中央当局はその申立について手続を続行しないことを決定することができる。その場合には、受託国の中央当局は、その決定を囑託国の中央当局に通知しなければならない。

[第 13 条 通信手段 許容性

この条約の規定に従って囑託国の中央当局により転達された申立て及びそれに付随する文書又は情報を、締約国の裁判所又は行政当局において受容することができることは、関係する中央当局間において用いられた通信の媒体又は手段のみを理由として争うことはできない。]

第 1 案

第 14 条 手続の実効的な利用

- 1 受託国は、必要に応じて無償の法律扶助を提供することにより、不服申立手続をも含め、第 3 章に基づく申立てから生ずる手続を申立人に実効的に利用させなければならない。
- 2 受託国は、法律扶助を要することなく申立人が行爲することができる性質の手続である場合であって、中央当局が必要な援助を無償で提供できるときには、前項の法律扶助を提供する義務を負わない。
- 3 無償の法律扶助の提供は、資産又は事案の内容の審査に服させることができる。締約国は、第 58 条に従って、子の扶養に関する申立ての場合には、子の資産のみを対象とする資産の審査に基づき、又は全く資産を審査せずに、無償の法律扶助を提供することを宣言することができる。
- 4 無償の法律扶助を受ける権利は、類似の国内事案において受け得る権利に劣るものであってはならない。

[5 決定国において完全に又は部分的に法律扶助又は諸費用の免除を受けていた扶養権利者は、承認又は執行の手続において、承認又は執行を求められた国の法律の

- 下で最も有利な法律扶助又は最も広範囲な諸費用の免除を受ける権利を有する。]
- 6 いかなる名称のものであれ，担保及び保証は，この条約に基づき扶養権利者が開始する手続の諸費用の支払を保証するためには，要求されない。
- [7 締約国は，第 58 条に従って，同様の宣言をした他の締約国との間において相互に，子の扶養に関する申立てについて無償の法律扶助を提供することを宣言することができる。]

第 2 案 (第 14 条 ~ 第 14 条 quarter)

第 14 条 手続の実効的な利用

- 1 受託国は，必要に応じて無償の法律扶助を提供することにより，執行及び不服申立手続をも含め，第 3 章に基づく申立てから生ずる手続を申立人に実効的に利用させなければならない。
- 2 受託国は，法律扶助を要することなく申立人が行為することができる性質の手続である場合であって，中央当局が必要な援助を無償で提供できるときには，前項の法律扶助を提供する義務を負わない。

第 14 条 bis 子の扶養の申立てについての無償の法律扶助

- 1 第 3 章に基づく子の扶養の申立てのすべてについて，本条第 2 項に従って，無償の法律扶助が提供されなければならない。
- 2 受託国の中央当局は，
 - a) 受託国において決定をするために遺伝子検査が必要である場合には，その検査の費用について合理的な請求をすることができる
 - b) 申立ての内容が根拠を欠くことが明白であると考えるときは，受託国の適切な機関にその申立てを送致して，第 14 条 ter 第 1 項【訳注：a 号の誤りか】に基づいて無償の法律扶助の案件に該当するかを判断させることができ，また，申立ての実質について決定が出された後に，権限当局がその申立てが不誠実なものであったと判断したときには，費用と合理的な弁護士報酬の返済を求めることができる。
 - c) 法律扶助を受ける権利を認めるための要件に比較して，申立人の経済状況が不相当に良好であると考えられる場合には，嘱託国の中央当局にその旨を通知することができる。嘱託国の中央当局が，その申立人は嘱託国では同様の事情の国際的事案において無償の法律扶助を受けることができると決定したときには，受託国の中央当局は無償の法律扶助を提供しなければならない。嘱託国の中央当局は，その申立人は嘱託国では無償の法律扶助を受けることができないと決定したときには，受託国の中央当局にその旨を通知しなければならない。受託国の中央当局は，申立人から事前に承認を受けた上で，申立てについての手続を進めて法律扶助の費用を請求することができる。

第 14 条 ter その他の扶養の申立てについての無償の法律扶助

第 3 章に基づく子の扶養の申立て以外の事案について，

- a) 無償の法律扶助の提供は、資産又は事案の内容の審査に服させることができる。
- b) 無償の法律扶助を受ける権利は、類似の国内事案において受け得る権利に劣るものであってはならない。
- c) 決定国において完全に又は部分的に法律扶助又は諸費用の免除を受けていた扶養権利者は、承認又は執行の手續において、同様の状況について、承認又は執行を求められた国の法律の下で提供されるのと同等の法律扶助又は諸費用の免除を受ける権利を有する。

第 14 条 quarter 費用の担保

いかなる名称のものであれ、担保及び保証は、この条約に基づき扶養権利者が開始する手續の諸費用の支払を保証するためには、要求されない。

第4章 手続開始の制限

第15条 手続の制限

- 1 決定が扶養権利者が常居所を有する締約国においてされた場合には、扶養権利者が引き続きその国に常居所を有する限り、扶養義務者は、他の締約国において決定を変更し又は新規の決定を求める手続を開始することができない。
- 2 前項の規定は、次に掲げるいずれかの場合には適用されない。
 - a) 子に関する扶養義務についての紛争を除き、当該他の締約国の管轄について、当事者の間に、書面による合意がある場合³
 - b) 扶養権利者が、明示的に、又は管轄につき異議を述べることができる最初の機会において異議を述べることなく本案について防御することにより、当該他の締約国の管轄に服した場合
 - c) 決定国の権限当局が、その決定を変更し、又は新規の決定をするための管轄権を行使することができず、又はその行使を拒否する場合
 - d) 決定国でされた決定が、決定を変更し又は新規の決定を求める手続が求められる締約国において承認又は執行することができない場合

³ 一つの代表が、この号について懸念を表明した。

第5章 承認及び執行

第16条 本章の範囲

- 1 本章は、扶養義務に関して司法当局又は行政当局がした決定について適用する。その決定には、これらの当局の面前で成立し又はその承認を得た和解又は合意も含まれる。決定には、物価スライド制による自動調整、未払金、過去の扶養料又は利息の支払に関する要求及び諸費用に関する決定が含まれ得る。
- 2 決定が扶養義務のみに関するものではないときには、本章の規定は、決定のうち扶養義務に関連する部分に限って効力を有する。
- 3 第1項の「行政当局」は、公的組織であって、その決定が、その属する国の法律の下で、
 - a) 司法当局への不服申立て又はその審査の対象となり得るものであり、かつ、
 - b) 同一の事項に関する司法当局の決定と同一の効力及び効果を有するものをいう。[4 本章は、第26条に従った扶養義務に関する公正証書及び私的な合意にも適用する。]
- 5 本章の規定は、承認及び執行の申立てが、第34条に従って、承認及び執行を求められた国の権限当局に対して直接にされた場合にも適用される。

第17条 承認及び執行の原因

- 1 締約国（「決定国」）でされた決定は、次に掲げるいずれかの場合には、他の締約国において承認及び執行されなければならない。
 - a) 相手方が手続の開始時において決定国に常居所を有していた場合
 - b) 相手方が、明示的に、又は管轄につき異議を述べることができる最初の機会において異議を述べることなく本案について防御することにより、決定国の管轄に服した場合
 - c) 扶養権利者が手続の開始時において決定国に常居所を有していた場合
 - d) 決定によって扶養を受ける子が手続の開始時において決定国に常居所を有していた場合であって、相手方がその国においてその子と一緒に暮らしたことがあるとき又は相手方がその国に住んでその子を扶養したことがあるとき。
 - e) 子に関する扶養義務についての紛争を除き、当事者間に書面による管轄の合意がある場合
 - f) 身分又は親責任の問題について管轄権を有する当局が扶養に関する決定をした場合（その管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合を除く。）
- 2 締約国は、第1項c号、e号又はf号については、第57条に従って留保を宣言することができる。⁴
- 3 前項に基づく留保をする締約国は、自国の法律によれば、その決定と類似の事実的な事情の下で、自国当局に対して管轄権が付与され、又は付与されたであろうと

⁴ 第17条第1項d号についての留保を規定するという修正の可能性に関して、二つの代表が考慮をしている。

きには、その決定を承認及び執行しなければならない。

- 4 締約国は、決定の承認が第 2 項に基づく留保の結果として不可能である場合であって、扶養義務者が自国に常居所を有しているときには、決定を求めるためのあらゆる適切な措置をとらなければならない。本項は、第 10 条第 1 項 d 号に基づく新規の申立てがされない限り、第 16 条第 5 項に基づく承認及び執行の直接の申立てには適用されない。
- 5 18 歳未満の子のための決定であって第 17 条第 1 項 c 号、e 号又は f 号に基づく留保のみが原因となって承認されないものは、受託国において、その子が扶養を受ける資格を証明するものとして取り扱われる。
- 6 決定は、決定国において効力を有する場合に限り承認することができ、かつ、決定国で執行することができる場合に限り執行することができる。

第 18 条 分割可能性及び部分的な承認及び執行

- 1 承認又は執行を求められた国は、決定全体を承認又は執行することができないときは、決定のうち承認又は執行することができる分割可能な部分を承認又は執行しなければならない。
- 2 決定の部分的な承認又は執行は常に申し立てることができる。

第 19 条 承認及び執行の拒否事由

承認及び執行は、次に掲げるいずれかの場合には、拒否することができる。

- a) 決定の承認及び執行が、承認及び執行を求められた国の公序に明らかに反する場合
- b) 決定が手続に関する詐欺行為によって取得された場合
- c) 同一の当事者間の同一の目的を有する手続が承認及び執行を求められた国の当局に係属し、かつ、当該手続が先に開始された場合
- d) 決定が、同一の当事者間の同一の目的を有する決定であって、承認及び執行を求められた国においてされたもの又は第三国においてされたものと両立しない場合。ただし、この後者の決定については、承認及び執行を求められた国において承認及び執行に必要な要件を満たす場合に限る。
- e) 相手方につき、次のいずれにも該当しない場合
 - i) 手続の適正な通知を受け、かつ、聴聞を受ける機会を有すること。
 - ii) 決定の適正な通知を受け、かつ、事実及び法律に関する不服申立てをする機会を有すること。
- f) 決定が第 15 条に違反してされた場合

第 20 条 承認及び執行の申立てに関する手続⁵

- 1 承認及び執行の手続は、この条約の規定に従う場合を除き、承認及び執行を求め

⁵ 本条に定める事項について、この条約は、必要以上に締約国の国内法に干渉すべきではないというのが、いくつかの代表の見解であった。

られた国の法律による。

- 2 承認及び執行の申立てが第 3 章の規定に従い中央当局を介してされた場合には、受託国の中央当局は、速やかに、
 - a) 執行のための決定の登録のため、又は執行可能性の宣言のために、権限当局に申立てを送致するか、又は
 - b) 中央当局自身がその権限当局であるときには、自らその手続をとることとする。
- 3 第 16 条第 5 項に従って、受託国の権限当局に対する直接申立てがされた場合には、権限当局は、遅滞なく、その決定の執行可能性を宣言し、又はその決定を執行のために登録しなければならない。
- 4 第 2 項及び第 3 項は、より簡素な又はより迅速な手続の利用を妨げるものではない。
- 5 宣言又は登録は、[第 17 条及び第 19 条][第 19 条 a 号]に定める場合を理由としてのみ拒否することができる。この段階では、申立人も相手方も、意見を述べる権利を有しない。
- 6 申立人及び相手方は、第 2 項及び第 3 項に基づく宣言、登録又はそれらの拒否について直ちに通知を受けるものとし、事実又は法律上の事由に基づいて異議申立て又は上訴をすることができる。
- 7 異議申立て又は上訴は、第 6 項に基づく通知後 30 日以内に申し立てなければならない。申立てをする当事者が、宣言又は登録がされ又は拒否された締約国に住所を有していないときには、異議申立て又は上訴は通知後 60 日以内に申し立てなければならない。
- 8 異議申立て又は上訴は次に掲げる理由に基づいてのみ認められる。
 - a) 第 19 条に定める承認及び執行の拒否事由
 - b) 第 17 条に定める承認及び執行の原因
 - c) 第 21 条第 1 項 a 号、b 号及び c 号に従って転達された文書の真正性、正確性又は完全性【の欠如】
- 9 既に弁済期が到来した支払についてのみ承認及び執行が申し立てられているときには、相手方は、その債務を履行したことを理由として異議申立て又は上訴をすることもできる。
- 10 申立人及び相手方には、異議申立て又は上訴の決定につき、直ちに通知しなければならない。
- 11 承認及び執行を求められた国の法律が認める場合に限り、更に上訴することが可能である。

第 21 条 文書

- 1 第 20 条に基づく承認及び執行の申立てには、次に掲げる文書が添付されなければならない。
 - a) 決定の全文
 - b) 決定国において決定が執行可能である旨を述べる文書及び行政当局による決

定のときには第 16 条第 3 項の要件が充足されている旨を述べる文書

- c) 相手方が決定国の手続に出頭していなかった場合には、第 19 条 e 号の要件が充足されていたことを証明する文書
 - d) 必要に応じて、未払金の金額及びその金額を算出した日付を示す文書
 - e) 決定が物価スライド制による自動調整を命じているときは、必要に応じて、適切な計算をするために必要な情報を含む文書
 - f) 必要に応じて、決定国において申立人が法律扶助を受ける権利を有することに関する文書
- 2 締約国は、第 58 条に基づく宣言によって、いかなる場合に、決定の全文に代えて、決定国の権限当局が作成した決定の要約又は抄録を受領することにするかを定めることができる。[その場合には、締約国は別添 に定める書式を使用することができる]
- 3 第 20 条第 8 項 c 号に基づく異議申立て又は上訴がなされた場合又は受託国の権限当局からの要請がある場合には、決定国の権限当局が認証した関連文書の完全な謄本が、次の者によって迅速に提供されなければならない。
- a) 第 3 章に従って申立てが中央当局を介してされた場合には、囑託国の中央当局
 - b) 申立てが承認及び執行を求められた国の権限当局に対して直接された場合には、申立人

第 22 条 承認の申立てに関する手続

本章の規定は、執行可能性の要件を決定が決定国において効力を有するという要件に置き換え、決定の承認の申立てに準用する。

第 23 条 事実の認定

承認及び執行を求められた国の権限当局は、決定国の当局が管轄の基礎とした事実の認定に拘束される。

第 24 条 実質審査の禁止

承認及び執行を求められた国の権限当局は、決定の実質について審査をしてはならない。

第 25 条 子又は申立人の出頭

[受託国における手続であって本章の規定に基づくものは、子又は申立人の出頭は要求されない。]

[第 26 条 公正証書及び私的な合意

- 1 締約国で作成された公正証書又は私的な合意は、作成国において決定として執行しうる場合には、本章の規定に従い、承認及び執行され得る。
- 2 公正証書又は私的な合意の承認及び執行の申立てには次に掲げる書類を添付しなければならない。

- a) 公正証書又は私的な合意の全文
 - b) 当該公正証書又は当該私的な合意がその国において決定として執行可能である旨を述べる文書
- 3 公正証書又は私的な合意の承認及び執行は、次の場合には拒否することができる。
- a) 承認及び執行が、明らかに受託国の公序に反する場合
 - b) 公正証書又は私的な合意が詐欺又は偽造により取得された場合
 - c) 公正証書又は私的な合意が、承認及び執行を求められた国又はその他の国において同一の当事者間及び目的についてされた決定と両立しない場合（その他の国における決定については、承認及び執行を求められた国において、その決定が承認及び執行されるための要件を満たしているときに限る。）
- 4 本章の規定は、第 17 条、第 19 条、第 20 条第 8 項並びに第 21 条第 1 項及び第 2 項を除き、公正証書又は私的な合意の承認及び執行に準用する。ただし、
- a) 第 20 条第 5 項に従った宣言又は登録は、本条 [第 3 項] [第 3 項 a 号] に定める理由に基づく場合のみに拒否することができる。
 - b) 第 20 条第 7 項に定める上訴又は異議申立てをすることができるのは次の理由のみに基づく場合に限る。
 - i) 第 26 条第 3 項に定める、承認及び執行を拒否する理由
 - ii) 第 26 条第 2 項に従って転達された文書の、真正性、正確性又は完全性【の欠如】
- 5 公正証書又は私的な合意の承認及び執行の手続は、その有効性に関する手続が権限当局に係属しているときには、停止される。
- 6 国は、公正証書又は私的な合意の承認及び執行の申立ては、直接に権限当局に対し行うことはできないことを宣言することができる。]

[第 27 条 暫定命令と確認命令の利用に関する相互取決め

- ある国においてされた暫定命令と、それを確認する他の国（「確認国」）の命令とを組み合わせることによって、決定が形成される場合には、
- a) 本章においては、そのそれぞれの国が決定国とみなされる。
 - b) 第 19 条 e 号の要件は、相手方が確認国の手続につき適正な通知を受け、暫定命令の確認について不服申立てをする機会を有すれば、満たされる。
 - c) 決定が決定国において執行可能であるという第 17 条第 6 項の要件は、確認国において決定が執行可能であれば、満たされる。]

第6章 受託国による執行

第28条 国内法による執行

- 1 執行は、本章の規定に従い、執行を求められている国の法律に従って行われなければならない。
- 2 執行は迅速でなければならない。
- 3 中央当局を介した申立ての場合であって、第5章に従って決定の執行可能性が宣言され、又は決定が執行のために登録されたときには、申立人によるそれ以上の行為を必要とせずに執行がされなければならない。
- 4 扶養義務の期間に関しては、決定国において適用される規律の効力を認めなければならない。
- 5 未払金回収の期間の制限は、決定国の法律又は執行を求められている国の法律のうち、より長い期間を定めているものによって決せられる。

第29条 差別の禁止

受託国は、少なくとも国内事案においてとることができるのと同じの範囲の執行方法をこの条約に基づく事案についても認めなければならない。

第30条 執行措置

- 1 締約国は、国内法において、この条約に基づく決定を執行するための実効的な措置を利用できるようにしなければならない。
[2 前項の措置には次のものを含む。
 - a) 給与の天引き
 - b) 銀行預金口座及びその他の資産に対する差押え
 - c) 社会保障給付からの控除
 - d) 資産に対する法定担保権の設定又は強制競売
 - e) 租税還付金の天引き
 - f) 年金給付の天引き又は差押え
 - g) 信用情報機関による報告
 - h) 各種の資格（例えば、運転免許）の拒否、停止又は取消し]

第31条 送金

- 1 締約国は、扶養料として支払われるべき金銭の送金については、国際的合意等の方法を含め、最も費用対効果に優れ、かつ、効率的な手段の利用を促進するよう努めるものとする。
- 2 その法律の下で送金が制限されている締約国は、この条約に基づいて支払われるべき金銭の送金について、最も優先的な取扱いをしなければならない。

第32条 執行の規定と手続に関する情報

締約国は、この条約の締約国になる際に、ヘーグ国際私法会議常設事務局に対して、

扶養義務者の保護のための規定を含む自国の執行の規定及び手続についての説明文を
交付しなければならない。締約国は、この情報を更新しなければならない。

第 7 章 公的機関

第 33 条 申立人たる公的機関

- 1 第 10 条第 1 項に基づく承認及び執行の申立てについては、「扶養権利者」は、扶養料の支払いを受ける権利を有する個人に代わって行為をする公的機関又は扶養に代わって行った給付について償還を受けべき公的機関を含む。
- 2 公的機関が扶養料の支払いを受ける権利を有する個人に代わって行為をする権利又は扶養に代わって扶養権利者に対して行った給付について償還を求める権利は、その公的機関が服する法律によって規律される。
- 3 公的機関は、次の決定について承認を求め、又は執行を請求することができる。
 - a) 扶養に代わって支払われた給付に関する償還を請求する公的機関の申立てにより扶養義務者に対してされた決定
 - b) 扶養権利者に対して扶養に代わって行われた給付の範囲内における、扶養権利者及び扶養義務者の間の決定
- 4 決定の承認又は執行を求める公的機関は、要請がある場合には、第 2 項の権利及び扶養権利者に対して給付が行われたことを証明するために必要な文書を提示しなければならない。

第 8 章 一般規定

第 34 条 権限当局に対する直接の請求

- 1 この条約は、締約国の国内法のもとで可能な手続によって人（申立人）がその国の権限当局に対して、この条約によって規律される事項（扶養に関する決定を取得し又は変更することも、第 15 条に従うことを条件として、含まれる）につき、請求をすることを妨げない。
- 2 ただし、第 5 章、第 6 章及び第 7 章の規定は、締約国の権限当局に対して直接なされた承認及び執行の請求に関して、次の点を除いて適用される。
 - a) 第 20 条第 2 項は次のように読み替える。

「受託国の権限当局に対する直接の請求の場合には、その当局は、遅滞なく、決定の執行可能性を宣言し、又は、宣言執行のために決定を登録しなければならない。」
 - b) []

第 35 条 個人情報の保護

この条約に基づいて収集され、又は伝達される個人情報は、その収集され、又は伝達される目的のためにのみ利用されなければならない。

第 36 条 秘密保持

個人情報を取り扱う当局は、自国の法律に従い、その秘密を保持しなければならない。

第 37 条 情報の不開示

- 1 当局は、この条約を適用して収集され、又は伝達された情報について、それを開示し又は肯認することが、人の健康、安全又は自由を害し得ると判断するときは、開示又は肯認してはならない。
- 2 一つの中央当局が前項のように判断した場合には、その判断は他の中央当局を拘束する。
- 3 本条は、当局が情報を収集し、又は当局間で情報を伝達することを妨げるものではない。

第 38 条 認証

この条約に関しては、認証又はこれに類似する方式要件は要求されない。

[第 39 条 委任状

受託国の中央当局は、司法手続又はその他の当局の手続において法的代理人として行為する場合に限って、申立人に委任状を要求することができる。]

第 40 条 諸費用の回収

- 1 この条約の適用により生じた諸費用の回収は、扶養料支払義務に優先しない。
- 2 この条約のいかなる規定も、敗訴者からの諸費用の回収を妨げるものではない。

第 41 条 言語に関する要件

- 1 申立て及び関連文書は発信する国の言語によってするものとし、受託国の公用語又は第 58 条に基づく宣言をすることによって受託国が受け入れることを示した他の言語による翻訳を添付しなければならない。ただし、受託国の権限当局が翻訳を不要とする場合は、この限りでない。
- 2 複数の公用語を有する締約国であって、内国法に基づき、その領土全部について公用語のうち一つの言語を受け入れることができない国は、第 58 条に基づく宣言によって、特定の領域に提出する場合に書類及び翻訳に用いるべき言語を特定しなければならない。
- 3 中央当局間の別段の合意がない限り、中央当局間におけるその他の通信は、受託国の公用語によるか、又はフランス語若しくは英語のいずれかによるものとする。ただし、締約国は、第 57 条に基づく留保をすることにより、フランス語又は英語のいずれかの使用に異議を唱えることができる。

第 42 条 翻訳の手段及び諸費用

- 1 第 3 章の規定に基づく申立ての場合には、中央当局の間で、個別の事案において、発信する国の言語又はその他の合意された言語から受託国の公用語への翻訳を受託国が行うことを合意することができる。このような合意が成立せず、かつ、囑託国の中央当局が第 41 条第 1 項及び第 2 項の要件を遵守することが不可能である場合には、申立て及び関連文書は、フランス語又は英語⁶による翻訳と共に送付し、それを更に受託国の公用語による翻訳に付することとすることができる。
- 2 関連国の中央当局間で別段の合意がされない限り、前項の申立てから生ずる翻訳費用は囑託国が負担するものとする。
- 3 第 8 条の規定にかかわらず、囑託国の中央当局は、申立人に対して、申立て及び関連書類の翻訳費用を、それが法律扶助制度によってまかなわれる場合を除いて、課することができる。

第 43 条 不統一法国

- 1 この条約において扱われる事項に関して地方により異なる複数の法制度又は法律の準則が適用される国に関しては、
 - a) その国の法律又は手続とは、必要に応じて、関係する地方において効力を持つ法律又は手続を指すものとする。
 - b) その国において取得され、承認及び（又は）執行され、並びに変更された決定とは、必要に応じて、一つの地方において取得され、承認及び（又は）執行され、

⁶ 一つの代表が「フランス語又は英語による」という文言は受け入れ難いという見解を表明した。

並びに変更された決定を指すものとする。

- c) その国の司法当局又は行政当局とは、必要に応じて、関係する地方の司法当局又は行政当局を指すものとする。
 - d) その国の中央当局以外の権限当局、公的機関及びその他の機関とは、必要に応じて、関係する地方において行動することを認められた者を指すものとする。
 - e) その国における住所又は常居所とは、必要に応じて、一つの地方における住所又は常居所を指すものとする。
 - f) その国に財産が所在するとは、必要に応じて、関係する地方に財産があることを指すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、異なる法制度が適用される複数の地方を有する締約国は、それらの異なる地方のみが関与する状況においては、この条約を適用する義務を負わない。
- 3 異なる法制度が適用される複数の地方を有する締約国において、ある地方の裁判所は、同一の締約国の他の地方においてこの条約に基づいて他の締約国の決定が承認又は執行されたとしても、そのことのみを理由としてその決定を承認又は執行する義務を負うものではない。
- 4 本条は、地域経済統合組織には適用しない。

[第 44 条 従来のヘーグ扶養諸条約との調整

締約国間においては、この条約の適用範囲が、それらの締約国間における、1973年10月2日の扶養義務に関する決定の承認及び執行に関するヘーグ条約並びに1958年4月15日の子に対する扶養義務に関する決定の承認及び執行に関するヘーグ条約の適用範囲に合致する限り、この条約はそれらの条約に代わるものとする。

第 45 条 国際的協定との調和及び補充的合意

- 1 この条約は、締約国が当事者である国際的協定であって、この条約の規律する事項に関する規定を含むものに、影響を与えない。
- 2 いずれの締約国も、一つ又は複数の締約国との間で、この条約の規律する事項に関する規定を含む合意を、自らとの間におけるこの条約の適用を改善するため、その合意がこの条約の趣旨及び目的に合致し、かつ、他の締約国との関係において、この条約の規定の適用を妨げない限り、締結することができる。そのような合意を締結した国は、その謄本をこの条約の寄託者に送付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、関連国間の特別な関係に基づく、相互性枠組及び統一法についても適用される。
- 4 この条約は、この条約の当事者たる地域経済統合組織の、加盟国間の判決の承認又は執行に関する規則 その規則の採用がこの条約の前でも後でも の適用に影響を与えない。

第 46 条 最も効率的な規則

この条約は、囑託国と受託国との間で効力を有する国際的協定又は受託国で効力を

有するその他の法律であって、次の各号の内容を定めるものの適用を妨げるものではない。

- a) 第 19 条 f 号に矛盾しない限りでの、より広い、扶養に関する決定の承認原因
- b) 扶養に関する決定の承認又は執行についての、簡素な又はより迅速な手続
- [c) より有利な法律扶助]]

第 47 条 統一的解釈

この条約の解釈に当たっては、この条約の国際的性格及び適用における統一性を図る必要性について配慮しなければならない。

第 48 条 条約運用の調査

ヘーグ国際私法会議事務局長は、この条約の運用状況を調査し、かつ、この条約の望ましい運用方法の発展を図るため、一定の期間ごとに特別委員会を開催しなければならない。

この調査のため、締約国は、この条約の運用に関し、常設事務局による統計及び判例を含む情報収集に協力しなければならない。

第 49 条 書式の修正

- 1 この条約に添付される書式は、ヘーグ国際私法会議事務局長がすべての締約国及び加盟国に対して通知して招集する特別委員会の決定によって、修正することができる。書式を修正する提案の通知は、会合の議案に含まなければならない。
- 2 特別委員会に出席し、かつ、投票した締約国の過半数によって採択された修正は、事務局長がすべての締約国に通知した日から 7 歴月目の月の初日に、すべての締約国について発効する。
- 3 第 2 項に定められた期間中、締約国は、オランダ王国外務省に対し書面で通知することによって、第 57 条に従い、その修正に関する留保をすることができる。このような留保をした国は、留保が撤回されるまで、その修正に関してはこの条約の非締約国として扱われるものとする。

[第 50 条 経過規定

- 1 この条約は、次の各場合に適用される。
 - a) 囑託国と受託国の間で条約が発効した後に、受託国の中央当局が、第 7 条に基づく請求又は第 3 章に基づく請求を受領した場合
 - b) 原決定国と承認及び執行を求められる国との間で条約が発効した後に、承認及び執行を求められる国の中央当局が、承認及び執行を求める直接の申立てを受領した場合
- [2 承認及び執行を求められる国は、原決定国と承認及び執行を求められる国との間で条約が発効する前に期限の到来した支払いに関しては、決定 [, 公正証書又は私的な合意] を執行する義務を負わない。]

[第 51 条 法律，手続及び役務に関する情報の提供

- 1 締約国は，批准書又は加入書を寄託する時までに，ヘーグ国際私法会議常設事務局に対して，次の各号に掲げるものを提出しなければならない。
 - a) 扶養義務に関する自国の法律及び手続の説明
 - b) 第 6 条第 2 項の義務を履行するためにとる措置の説明
 - c) 手続への効率的アクセスであって第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づき要求されるものを，申立人にどのように提供するか説明
 - d) 執行の規則及び手続（執行の期間制限も含む）の説明
- 2 締約国は，第 1 項に基づく義務を履行するに際して，カントリー・プロフィール[条約の別紙] を利用することができる。特別委員会は，別紙のカントリー・プロフィールを随時修正することができる。
- 3 情報は，締約国によって最新のものに保たなければならない。]

第9章 最終条項

第52条 署名，批准及び加入

第1案

- 1 この条約は，第21会期の時点でヘーグ国際私法会議の加盟国であった国及びその会期に参加した他の国による署名のために開放されるものとする。
- 2 この条約は，批准，受諾又は承認され，かつ，批准書，受諾書又は承認書は，この条約の寄託者であるオランダ王国外務省に寄託されなければならない。
- 3 その他の国は，この条約が第55条に従って発効した後に，この条約に加入することができる。
- 4 加入書は，寄託者に寄託されなければならない。
- 5 加入は，加入する国と，第60条に定める通知を受領した後6箇月以内にその加入に異議を述べなかった締約国との間の関係についてのみ，効力を有する。加入の後に条約を批准，受諾又は承認する国は，その時点において異議を述べることができる。これらの異議は，寄託者に対して通知されなければならない。

又は

- 5 加入は，加入する国と，第58条に従ってその加入を受諾する宣言をした締約国との間の関係についてのみ，効力を有する。加入の後に条約を批准，受諾又は承認する加盟国は，その時点においてこの宣言をしなければならない。これらの宣言は寄託者に寄託され，外交経路を通じて，その謄本が各締約国に伝達されなければならない。

第2案

- 1 この条約は，すべての国による署名のために開放される。
- 2 この条約は，署名国により，批准され，受諾され，又は承認されなければならない。
- 3 この条約は，すべての国による加入のために開放される。
- 4 批准書，受諾書，承認書又は加入書は，寄託者に寄託されなければならない。

第53条 地域経済統合組織

- 1 主権国家のみによって構成され，かつ，この条約が定めるいくつかの又はすべての事項につき権限を有する地域経済統合組織も，この条約の署名，受諾，承認又は加入をすることができる。その場合，地域経済統合組織は，その組織がこの条約に定める事項につき権限を有する限りにおいて，締約国としての権利及び義務を有する。
- 2 地域経済統合組織は，署名，受諾，承認又は加入の時に，寄託者に対して，この条約に定める事項であって，構成国がその組織に対して権限を委譲したものを，書面で通知しなければならない。その組織は，本項に基づいてされた最新の通知に示された権限について変更があったときは，その変更を書面により速やかに寄託者に通知しなければならない。
- 3 地域経済統合組織により寄託される文書は，その地域経済統合組織が第54条に従

ってその構成国がこの条約の当事国にはならないことを宣言しない限り、この条約の発効のための数には入れられない。

4 この条約において「締約国」又は「国」を指す文言は、必要に応じて、この条約の当事者である地域経済統合組織にも同様に適用されるものとする。

第 54 条 地域経済統合組織による加入

1 地域経済統合組織は、署名、受諾、承認又は加入の時に、第 58 条に従って、その組織が条約に定めるすべての事項について権限を行使し、かつ、その構成国は、この条約の当事国にはならないがその組織の署名、受諾、承認又は加入によって義務を負うことを宣言することができる。

2 第 1 項に従って地域経済統合組織による宣言がされた場合には、この条約において「締約国」又は「国」を指す文言は、必要に応じて、地域経済統合組織の構成国にも同様に適用されるものとする。

第 55 条 発効

1 この条約は、第 52 条に定める批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち 3 [/2] 番目に寄託されるものが寄託された後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。

2 その後、この条約の発効は、以下に従う。

a) 後にこの条約を署名し、受諾し、承認し又は加入する国又は第 53 条に定める地域経済統合組織については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。

b) 第 56 条に従ってこの条約が及ぼされた地方については、同条に定める宣言の通知の後 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日に発効する。

第 56 条 不統一法国に関する宣言

1 この条約の扱う事項に関して異なる法制度が適用されている複数の地方が存在する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入のときに、第 58 条に従って、この条約をそのすべての地方に及ぼすか、又は一部の地方にのみ及ぼすかを宣言することができる。この宣言は、他の宣言を提出することによっていつでも変更することができる。

2 これらの宣言は、寄託者に対して通知されなければならない。かつ、この条約が適用される地方を明示しなければならない。

3 国が本条に基づく宣言をしなかった場合には、条約はその国のすべての地方に及ぶものとする。

4 本条は、地域経済統合組織には適用されない。

第 57 条 留保

1 いかなる国も、遅くとも批准、受諾、承認若しくは加入の時までに、又は第 56 条第 1 項に基づく宣言を行う時に、第 17 条第 2 項、第 41 条第 3 項及び第 49 条第 3

- 項に定める一つ又は複数の留保をすることができる。それ以外の留保は許されない。
- 2 いかなる国も、その行った留保をいつでも撤回することができる。撤回は、寄託者に通知するものとする。
 - 3 留保は、前項の通知の後、3番目の暦月の初日に効力を失う。
 - 4 本条に基づく留保は、相互的效果を有さない。

第58条 宣言

- 1 第2条第2項、第11条第1項g号第1案、第14条第3項、第7項、第21条第2項、第41条第1項、第2項、第52条5項第1案、第54条第1項及び第56条第1項に定める宣言は、署名、批准、受諾、承認若しくは加入の時又はその後いつでも行うことができ、いつでも修正し、又は撤回することができる。
- 2 宣言、修正及び撤回は、寄託者に通知するものとする。
- 3 署名、批准、受諾、承認又は加入の時にされた宣言は、関係する国についてこの条約が効力を生ずると同時に、効力を生ずるものとする。
- 4 その後にされた宣言及び宣言の修正又は撤回は、寄託者がその通知を受領した日の後3箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずるものとする。

第59条 廃棄

- 1 条約の締約国は、寄託者に対する書面による通知によって、この条約を廃棄することができる。廃棄は、この条約が適用される不統一法国のうち特定の地方に限定して行うことができる。
- 2 廃棄は、寄託者が通知を受領した日の後12箇月の期間が満了する月の翌月の初日に効力を生ずる。通知において、廃棄の効力発生時期についてこれより長い期間が定められている場合には、寄託者が通知を受領した日の後その長い期間が満了することにより、廃棄の効力が生ずる。

第60条 通知

寄託者は、ヘーグ国際私法会議の加盟国並びに第52条及び第53条に従って署名、受諾、承認又は加入をした他の国及び地域経済統合組織に対して、次に掲げる事項を通知する。

第1案

- a) 第52条及び第53条に定める署名、批准、受諾又は承認
- b) 第52条第5項第1案に定める加入及び加入に対して述べられた異議

又は

第2案

- a) + b) 第52条及び第53条に定める署名、批准、受諾、承認又は加入
- c) この条約が第55条に従って発効する日
- d) 第2条第2項、第11条第1項g号第1案、第14条第3項、第7項、第21条第2項、第41条第1項、第2項、第52条5項第1案、第54条第1項及び第56条第1項に定める宣言

- e) 第 45 条第 2 項に定める合意
- f) 第 17 条第 2 項, 第 41 条第 3 項及び第 49 条第 3 項に定める留保並びに第 57 条第 2 項に定める撤回
- g) 第 59 条に定める廃棄

以上の証拠として, 下名は, 正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2007 年 月 日にヘーグにおいて, 等しく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は, オランダ王国政府に寄託するものとし, その認証謄本は, 外交上の経路を通じて, ヘーグ国際私法会議の第 21 会期の日における加盟国に送付する。

【以上】